

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 2 分野) (総括表)

(分野名)第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成24年7月、税制及び社会保障制度の見直しの検討及び家族に関する法制の整備等を政府に求める「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)」を取りまとめ。 ・男女共同参画会議は、平成24年7月の上記取りまとめ等を受けて、平成24年8月、税制及び社会保障制度の見直し及び関係方面の議論を深めるための幅広い情報提供並びに選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関する基本計画に沿った検討等を政府に求める「男女共同参画会議専門調査会報告を踏まえた今後の取組事項及び当面の検討の進め方について」を決定。 ・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成25年11月、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度導入等に係る民法等の改正のための法案提出に向けた努力の継続等を政府に求める「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」を取りまとめ。 ・男女共同参画会議は、平成25年11月の上記取りまとめ等を受けて、平成26年4月、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応について監視専門調査会の意見を踏まえた更なる取組の推進等を政府に求める「男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について」を決定。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策に対する監視を適切に行ったものと考えられる。 	<p>・男女共同参画の視点に立って、引き続き適切に監視を行っていく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
イ 税制の見直しの検討	財務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討については、これまで政府税制調査会において議論が行われ、平成26年6月11日に論点整理が行われたところである。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府税制調査会における議論により、検討が進んでいると考えられる。 	<p>・これまでの政府税制調査会の議論においては、税制における見直しの方向性として、以下の意見が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な税制を目指すべき、 ② 制度的な対応が行われたものの「心理的な壁」が残っており、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらしている現行の配偶者控除の仕組みは見直すべき。他方、 ③ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から一定の斟酌を残すことも必要、との意見もあった。 <p>・また、政府税制調査会では、女性の働き方の選択に対して中立的な社会制度を構築していくためには、税制にとどまらず社会保険制度や企業の賃金制度等における課題に対しても合わせて検討が進められることが必要とされるとともに、税制としてどのような対応が考えられるか、これまでの議論を踏まえ、引き続き幅広く検討を進めることとされている。</p> <p>・更に、個人所得課税について、経済社会の構造変化や厳しい財政事情等も踏まえ、所得再分配機能や財源調達機能といった、基幹税としての役割を適切に発揮させるため、課税ベースや控除の在り方等についても、中長期的な観点から、幅広く議論を行うこととされている。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
ウ 社会保障制度の検討	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。)において、働き方に中立的な社会保険制度を目指す等の観点から、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除等について規定されており、その円滑な施行に向けて必要な準備や周知に取り組んでいる。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>働き方に中立的な社会保険制度については、社会保障審議会年金部会等において引き続き検討中。</p>	<p>働き方に中立的な社会保険制度を目指す等の観点から、年金機能強化法の規定により、平成26年度から施行されている産休期間中の厚生年金・健康保険の保険料負担の免除等の着実な実施に取り組むとともに、28年10月からの短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、引き続き必要な準備・周知に取り組む。</p> <p>本年実施した財政検証において、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合等を仮定したオプション試算を行っており、それらの結果も材料として、制度見直しの検討を行っていく。</p>
エ 家族に関する法制の整備等	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成24年7月、税制及び社会保障制度の見直しの検討及び家族に関する法制の整備等を政府に求める「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)」を取りまとめ。 ・男女共同参画会議は、平成24年7月の上記取りまとめ等を受けて、平成24年8月、税制及び社会保障制度の見直し及び関係方面の議論を深めるための幅広い情報提供並びに選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関する基本計画に沿った検討等を政府に求める「男女共同参画会議専門調査会報告を踏まえた今後の取組事項及び当面の検討の進め方について」を決定。 ・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成25年11月、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度導入等に係る民法等の改正のための法案提出に向けた努力の継続等を政府に求める「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」を取りまとめ。 ・男女共同参画会議は、平成25年11月の上記取りまとめ等を受けて、平成26年4月、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応について監視専門調査会の意見を踏まえた更なる取組の推進等を政府に求める「男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について」を決定。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策に対する監視を適切に行ったものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立って、引き続き適切に監視を行っていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択的夫婦別氏制度の導入について 国民の理解を得ながら検討を進めていく必要があるため、平成24年に内閣府において実施された「家族の法制に関する世論調査」の結果を法務省のホームページに掲載するなどして国民の間での議論が深まるように取り組んでいる。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の間で選択的夫婦別氏制度について議論される契機になったものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き国民の間での議論が深まるように取り組み、その結果を参考にしながら選択的夫婦別氏制度の導入について検討を進めていきたい。
<p>オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等</p>	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>内閣府において、政府の施策等が男女にどのような影響を与えるかに関して、毎年異なるテーマを設定して調査を実施した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>平成23年度に実施した調査の報告が、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」24年6月決定）に反映されるなど、施策の策定に貢献した。</p>	<p>時宜を得たテーマを設定し、引き続き調査を行っていく。</p>
<p>2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開</p> <p>ア 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進</p>	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>平成26年の「男女共同参画週間」において、「男性が、企業人としても家庭人としても豊かな生活をおくるために、長時間労働を減らして。女性と共に家事・育児・介護・地域活動に関わりたくなること」をテーマにして「家事場のパパデカラ」のキャッチフレーズでポスターやインターネットのバナー等を作成して全国へ配布した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>「男女共同参画週間」については、大臣の閣議後会見において発言を行い、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアに取り上げられた。 またキャッチフレーズのポスターやバナーはホームページから簡単にダウンロードできるように展開しており、自治体はや各事業者は、それを使って独自の広報を展開している。</p>	<p>男性や若者世代を意識して、ホームページ、SNS(ブログ、フェイスブック)、広報誌、新聞等を活用して発信力のある男性のインタビューや先進的事例等を掲載するなど広報・啓発活動を図っていく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、男性の家庭・地域への参画を促進する取組事例を収集し、学習プログラム企画・実施のためのウェブサイト「男女共同参画と男性」を開設した。また、会館利用者に対する情報提供において、学生や男性に対し、男女共同参画の理念と、固定的性別役割分担意識解消の意義についての啓発を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、ウェブサイト「男女共同参画と男性」を運用するとともに、学生や男性を含めた会館利用者に対する意識啓発を行うための情報提供を実施する。
イ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>「男女共同参画週間」のキャッチフレーズを決めるにあたっては、国民からの共感が得られ、参加意識を持てるような工夫として全国から一般募集している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>キャッチフレーズの一般募集の数は、平成22年度から年々増加している。(東日本大震災の影響のあった平成23年度を除く)</p>	<p>男女共同参画の必要性を示す際には具体的な事例、人物の紹介などを用いて今後ともわかりやすい形での発信を進める。</p>
ウ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間・NPO団体等から構成される男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動として、男女共同参画の推進に資する幅広いテーマでシンポジウムを実施した。また、男女共同参画に関する時宜に応じたテーマに沿ったチーム活動や啓発パンフレットの作成、一般の人を対象とした意見交換を行う「聞く会」を開催し、広報・啓発活動を行った。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組により、男女共同参画社会づくりに向けた国民的な意識醸成や具体的な取組を一層推進することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き国民各界各層を巻き込んだ広報・啓発活動を推進し、男女共同参画社会づくりに向けた取組の機運を醸成していく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月、内閣府が発行している情報誌である「共同参画」に警察庁が実施している施策である「女性の視点を一層反映した警察運営の推進」について掲出した。 育児や介護に関して利用可能な各種制度を詳細に説明した「仕事と育児・介護の両立の手引」、女性職員や育児責任を負う職員向けに各種制度を簡易に紹介した「Work Life Balance Book」や定期的に「カンガルー通信」という広報誌を発出し、男女共同参画へ意識付けを行っている。 警察では、男女共同参画推進本部において実施している「女性に対する暴力をなくす運動」の実施要綱に基づき、自治体や関係機関・団体等との協働により広報活動等を行っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月に全国警察を対象に「カンガルー通信」を創刊、現在まで3号発出し、職員からの反響も大きく、効果的な啓発ができています。 「女性に対する暴力をなくす運動」について、関係機関等と連携し、広報啓発を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも職員に対して、男女共同参画に関する認識を深めるため、創意工夫を凝らした啓発活動に努める。 「女性に対する暴力をなくす運動」について、引き続き広報啓発活動を推進する。
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省が毎年、秋に実施している「行政相談週間」(10月15日以降の最初の月曜日を初日とする7日間)の主要行事と位置づけ、全国で開催している一日合同行政相談所において、相談機関として法務局や人権擁護委員のほか、地方公共団体からも女性相談センターや子ども家庭相談センターに参加を呼びかけ、相談・啓発活動を実施した。 これに先立ち、広報誌「共同参画」(内閣府男女共同参画局発行)をはじめ政府広報や各種媒体を通じ、全国的に「行政相談週間」の広報を展開した。 <p>【施策の評価】</p> <p>「行政相談週間」における、男女共同参画分野に絞った相談件数の集計は行っていないものの、同週間を中心とした1か月間における行政相談受付総件数は約3万件にのぼっており、多くの国民に利用いただいている。このことから、「行政相談週間」を通じた男女共同参画についての広報・啓発についても推進が図られているものと評価している。</p>	<p>「行政相談週間」は総務省における重要な取り組みの一つであり、今後とも、広報活動や行事の運営内容について、工夫を凝らしつつ積極的な展開を図っていく。</p>
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、自治体等と連携しながら、男女共同参画を含む女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、上記期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	農林水産省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>3月10日の「農山漁村女性の日」には、関係団体によるシンポジウムやパネルディスカッション、表彰などの行事を開催し、男女共同参画社会に向けた意識改革を推進している。</p>	<p>引き続き「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における女性の優良な取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、女性の活躍推進に向けた取組を進める。</p>
<p>3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実</p> <p>ア 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進</p>	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を始め、17項目の啓発活動の年間強調事項を掲げ、各種啓発活動を実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、国民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるといった計画の要請にかなった活動を行っているという評価する。</p>	<p>・今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。</p>
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施した。</p> <p>また、社会教育において、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」等の生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた様々な事業を展開しており、地域における人権教育の取組を支援した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・学校教育においては、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施することにより、人権教育の推進に寄与した。</p> <p>また、社会教育においては、人権尊重の精神を基本に置いた様々な事業を展開し、計画の目標達成に資するものであったと考えられる。</p>	<p>・学校教育においては、関連施策を実施することなどにより、引き続き人権教育を推進する。</p> <p>また、社会教育においては、今後も様々な機会を通じて、人権尊重の精神の重要性について周知を図っていく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>イ 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「共同参画」やメールマガジンなどで各府省の法令などの情報を提供している。 ・女子差別撤廃条約、それに基づく政府報告及び女子差別撤廃委員会の最終見解等を、報告会、刊行物、広報映像DVDの制作等を通じ一般国民に対する周知に努めるとともに、内閣府ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「共同参画」やメールマガジンなどを活用して各府省の法令などの情報を提供することで周知を図ることができた。 ・個々の取組についてその効果等を測定していないが、平成24年12月に公表された「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室)において、「女子差別撤廃条約」の用語を、見たり聞いたりしたことがある者は、34.8%となっている。(前回調査(平成21年10月;35.1%)とほぼ同水準。) ・第3次男女共同参画基本計画(第15分野)においては、「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を平成27年までに50%とすることを成果目標としており、更なる取組が必要であると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各府省の協力を得ながらタイムリーに情報を発信していく。 ・女子差別撤廃条約、国際的な基準・規範についての理解の浸透に向けて、講演会の開催や、内閣府HP、Facebookなど、女性に関する国際規範等に関心の高い人々だけでなく、国民一般にも幅広く浸透するよう、あらゆる機会を通じて、積極的にその周知を効果的に図っていく必要があると考えている。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」及び人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明した冊子「人権擁護委員あなたの街の相談パートナー」を作成し、人権週間、人権擁護委員の日を中心とする講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。</p> <p>法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図っている。加えて、首都圏及び関西圏の電車内で人権擁護機関の周知に関するトレインチャンネルの放送といった周知活動にも取り組んでいる。</p> <p>子どもについては、専用相談電話「子どもの人権110番」(全国共通フリーダイヤル)を設置し、子どもが相談しやすい体制をとっている。また、法務省ホームページ上に「インターネット人権相談窓口(SOS-eメール)」を開設している。加えて、「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。</p> <p>高齢者・障害者については、接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し人権相談を広報するためのリーフレットを作成・配布したほか、社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談態勢の一層の強化を図っている。</p> <p>外国人からの人権相談については、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を設置しており、法務省ホームページ英語版に、連絡先等の案内を掲載している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。</p> <p>なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵害事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵害性があるとして説示や要請を行った事件数は前年度に比べ、約2倍程度増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。</p>	<p>・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
ウ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>行政相談では、男女共同参画に関する施策についての苦情を含め多様な相談を受付けている。</p> <p>また、行政相談では、局所による受付のほか、委嘱した行政相談委員による受付も行っている。これら行政相談委員の一部について、男女共同参画担当委員として指名し、これら委員については、毎年16人程ほど内閣府の主催する男女共同参画研修に参加させている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>行政相談では、毎年285件前後の男女共同参画に関する施策についての相談を受け付けており、施策に関する苦情の窓口として一定の役割を果たしている。</p> <p>また、行政相談委員は、国の行政機関に対する苦情など間口の広い相談を受付けているため、男女共同参画に特化した研修は総務省としては行わず、男女共同参画担当委員のみ内閣府の研修に派遣することとしている。この研修受講者数は、のべ175名となっており、行政相談委員の中で男女共同参画への認識が高まってきていると考えられる。</p>	<p>今後とも、引き続き、局所及び行政相談委員による男女共同参画に関する施策についての苦情を受付けるとともに、行政相談委員のうち男女共同参画担当委員については、内閣府の研修に派遣することとする。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(全国共通ナビダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行っている。また、女性の人権ホットライン等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設するなど、様々な人権問題に悩む方々からの電話相談に応じている。</p> <p>法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」及び人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明した冊子「人権擁護委員あなたの街の相談パートナー」を作成し、人権週間、人権擁護委員の日を中心とする講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。</p> <p>法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図っている。加えて、首都圏及び関西圏の電車内で人権擁護機関の周知に関するトレインチャンネルの放送といった周知活動にも取り組んでいる。</p> <p>人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害者の救済及び予防を図っている。</p> <p>相談に当たる人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対応するために必要な知識の修得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修に男女共同参画問題に関する人権相談への対応等をカリキュラムを組み込むなど、研修の充実を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。</p> <p>なお、平成25年においては、25万6,447件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,172件については、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵害事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵害性があるとして説示や要請を行った事件数は前年度に比べ、約2倍程度増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。</p>	<p>・今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について民生委員、児童委員の研修の充実を図っている。 ・ 具体的には、民生委員・児童委員に対する研修については、民生委員法上、各都道府県・指定都市・中核市が主体となって行うこととされているが、これらに係る経費については、厚生労働省としても、セーフティネット支援対策等事業費補助金により補助を行うことなどを通じて、支援している。 <p>【施策の評価】</p> <p>平成25年度においては、68の都道府県等が本補助金を活用して民生委員・児童委員に対する研修を実施しているところであり、民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、引き続きその資質向上に努めていく必要がある。</p>	<p>民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、その資質向上を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を通じて、各都道府県等における研修の実施を促していく。</p>
エ 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を全国8か所の法務局・地方法務局に開設し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 <p>なお、法務省の人権擁護機関で受けた人権相談のうち、外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、第3次男女共同参画基本計画が策定された平成22年は331件であったのに対し、25年は398件となっており増加傾向にある。人権侵犯事件として立件した事案の件数については、平成22年以降増減を繰り返している。</p> <p>外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数は、全体に占める割合は少ないものの、一定程度の相談があり、さらに、人権侵害の疑いのある事案について人権侵犯事件として立件したものもあることから、これに適切に対応したことがうかがえる。</p>	<p>・外国人のための人権相談所をより充実させる方策を検討する必要がある。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
オ 政府職員の理解の促進等	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本法や女子差別撤廃条約について、警察職員に対する各種研修の機会に、必要に応じて言及している。 ・新たに採用された警察職員や各階級に昇任する警察職員に対し、警察学校での研修において、男女共同参画に関する講義を盛り込んでいる。また、警察署等の職場においては、執務資料「人権に配慮した警察活動のための手引き」を活用するなどし、男女共同参画推進に関する教育を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修には様々な立場の職員が参加しており、男女共同参画に関する理解が広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き男女共同参画推進の意識向上、理解の促進に努める。
4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供 ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体(都道府県・政令指定都市)における男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び人権侵害事案の処理状況等について取りまとめ、定期的に男女共同参画会議監視専門調査会に報告している。 ・「男女共同参画社会に関する世論調査」を実施し、調査結果を平成24年12月に公表した。 <p>【施策の評価】</p> <p>男女共同参画をめぐる現状や個人の意識、苦情の処理等についての定期的な実態把握に資するものであったと考えられる。</p>	<p>引き続き、男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、実態の把握に努める。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>イ 調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法(平成19年法律第53号)に基づく調査票情報の利用を行い、男女の置かれた状況について新たに明らかになった点等を、平成24年2月に「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書」の中で公表した。 ・第3次基本計画の実施状況についての意見(「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)(平成24年7月男女共同参画会議監視専門調査会)では、第3次男女共同参画基本計画に掲げられている成果目標のうち人に関する成果目標の現状を示す統計で男女別データが把握されていないものについて速やかに改善することや、政策のPDCAサイクルを通じて男女共同参画の視点を取り入れるための取組を推進することの必要性等が指摘された。これを受けて男女共同参画会議は、24年8月に、統計における男女別データの整備、政策のPDCAサイクルに男女共同参画の視点を取り入れるための取組等を始めとする関係施策を一層推進するよう、政府の取組を求めることを決定した。 ・「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」(平成26年2月男女共同参画会議監視専門調査会)では、統計情報について可能な限り男女別データを把握することが必要であることを各府省が改めて共有することの必要性等が指摘された。 ・「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月閣議決定)では、第3次基本計画に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)の充実を図る旨、盛り込んだ。 ・「障害者基本計画(第3次)」(平成25年9月閣議決定)では、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し(PDCA)の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点到に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する旨が盛り込まれた。 ・毎年、男女共同参画白書の中で、男女共同参画に関わる統計情報を掲載し、周知している。 ・総務省統計研修所等が実施する統計研修において「ジェンダー統計」の講義を実施し、地方自治体等の統計担当者の理解を深めることを通じて、男女別等統計のより一層の充実を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の設計、結果の表し方等について、必要に応じた見直しに資する点検であったと考えられる。 ・統計情報の男女別データの把握に資する取組であった。 ・男女共同参画に関わる重要な統計情報の公開・周知について、成果を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議監視専門調査会等において、適切な機会をとらえ、統計調査の設計、結果の表し方等について継続的に男女共同参画の視点から点検を行う。 ・引き続き、男女共同参画に関わる重要な統計情報の公開・周知を男女共同参画白書等を通じて行う。 ・引き続き、地方自治体等の統計担当者の理解を深める取組を通じて、男女別等統計の充実を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罪種別、男女別及び年齢別等の刑法犯認知件数等の犯罪統計を収集、整備している。 ・毎年、収集、整備した犯罪統計を「平成〇年の犯罪」として警察庁ホームページにおいて公表している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁ホームページにおいて、平成12年から平成24年までの毎年の罪種別、男女別及び年齢別等の刑法犯認知件数等の犯罪統計を「平成〇年の犯罪」として公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続的に、犯罪統計の収集、整備、公表を実施する。
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>〈男女別データ等の把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省では、人口等の実態を把握することを目的として国勢調査を5年ごとに実施しており、最新の2010年国勢調査でも引き続き、男女別データについて、年齢別、都道府県別に集計をしている。 ・その他の所管の統計調査においても、可能な限り、男女別データについて、年齢別、都道府県別に集計結果を公表している。 <p>〈統計法の基づく二次的利用の推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法に基づく二次的利用を推進するため、関係府省等における提供が円滑に進むように各種ガイドラインを整備するとともに、統計の二次的利用制度について、総務省ホームページや各種の学会等の場を活用した広報活動を行った。また、統計データ・アーカイブ（仮称）の入力データに活用する各種統計データを適切に保管できるようにするためのガイドラインを策定した。 <p>【施策の評価】</p> <p>〈男女別データ等の把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の2010年国勢調査において年齢階級を細分化するなどして、その結果、「男女別等統計の充実」に対応している。 ・上記のとおり、可能な限り、男女別データについて、年齢別、都道府県別に集計結果を公表していることから、適切に取り組んでいると認められる。 <p>〈統計法の基づく二次的利用の推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法に基づく二次的利用が推進され、男女共同参画に関するものを含む、各種の研究に統計が活用された。 	<p>〈男女別データ等の把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の2015年国勢調査において検討されている、公表早期化などを通して男女別等統計の拡充に貢献する。 ・所管の統計調査の実施において、引き続き可能な限り、統計調査の充実に努めてまいりたい。 <p>〈統計法の基づく二次的利用の推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求められるセキュリティレベル等の利用形態ごとの特性を勘案した上で、統計法に基づく二次的利用の一層の推進を図る。また、統計データ・アーカイブ（仮称）については、引き続き具体化に向けた検討を進める。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	農林水産省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>女性の活躍を促進する上で、女性農業者の年代別・就農タイプ別の実態、課題等を把握・分析するため、委託事業により調査事業に取り組み、報告書を公表した。「女性の農業への関わり方に関するアンケート調査」(24年度)、新たな農業経営展開に取り組む女性農業者等に関する事例調査事業(25年度)、女性を積極的に活用している農業法人・農業経営体調査事業(26年度)を実施。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>農業で活躍する女性の課題や取組事例を公表することにより、女性が農業で活躍する上で参考となり寄与している。</p>	<p>・さらに全国の農業女性の各種取組事例などを取り上げることにより、引き続き農村での活躍の促進につなげていきたい。</p>
ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・平成23年11月に「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査報告書」を公表した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・日本におけるジェンダー予算の在り方等の検討に資する示唆等を得られた。</p>	<p>・上記調査結果等を踏まえた上で、日本におけるジェンダー予算の在り方等について検討する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省「社会生活基本調査」(平成23年)の結果を用いて、家事活動等の無償労働の貨幣評価額の推計を行い、平成25年6月に公表した。 ・上記の公表結果については、平成25年版男女共同参画白書においても掲載を行った。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事活動等の無償労働の貨幣評価額は、平成23年時点で138.5兆円程度(名目GDPの29.4%)と推計されることが明らかになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、機会をとらえて、育児・介護などの経済的・社会的評価に資する調査・研究を行う。
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>平成23年社会生活基本調査において、男女の育児・介護等の時間の把握を行った。また、男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするため、育児・介護等の集計項目の拡充を行った。</p> <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり、男女の育児・介護等の時間の把握を行っている。 ・平成23年社会生活基本調査では、育児・介護等に関する集計項目の拡充に際し、研究会の開催、統計委員会への諮問、意見募集(パブリックコメント)等を行った上で実施した。 <p>以上から、適切に取り組んでいると認められる。</p>	<p>社会生活基本調査の実施を通じ、引き続き、男女の育児・介護等の時間の把握を行う。</p>